



安心のネットワーク

**NOSAI**

さんしん

vol.45

2019.9

## CONTENTS

---

- ◆ 新役員紹介 .....P2~3
  - ◆ 収入保険制度とは .....P4~5
  - ◆ 農業共済制度の見直しについて  
.....P6
  - ◆ 合併について .....P7
  - ◆ おしらせ .....P8
-



平成二十八年に組合長に就任後、新組合設立に向けた県下七組合の統合に精力的取り組みを行ってまいりました。前三年間でやり残した特定組合設立をどうしてもやり遂げたい思いがあり、本年六月の改選で再度組合長の任をお受け致しました。

令和二年四月に新組合として合併し、佐賀県農業共済組合連合会の権利義務を承継し、連合会を解散して、五月一日には特定組合設立という運びになります。

この合併においてさらなる運営体制の強化、執行体制の強化に努め、農業者の負託に応えられる組織作りに向けて取り組んでまいりますので、農家皆様のご理解を宜しくお願いします。

農業共済制度は昭和二十二年に発足以来、七十年にわたり国の農業災害対策の重要な柱として、その制度機能を發揮してまいりました。昨年四月より、従来の農業共済制度を現状の農業を踏まえたうえで、抜本的に見直した農業保険法が施行され、すべての農作物を対象に収入減少を補てんする収入保険制度を新設し、本年一月より実施しています。

また、農業共済制度では、水稻共済が任意加入制へ移行するなど大きな制度改正となりました。

近年相次ぐ台風の襲来や記録的な大雨による河川の氾濫、土砂崩れなどの災害により、農作物等に甚大な被害が発生しております。

農業共済団体におきましては、こうした災害にいち早く対応するために、私達は収入保険・農業共済と両制度を担う組織として、農家の皆様へより丁寧な制度説明の徹底を基本に、従来の制度以上に農業経営の安定化を図り、保険未加入農家を出さないよう全力で取り組んでまいります。

今後とも、農業共済事業に加え、収入保険事業の普及、推進に、農家皆様のご理解とご協力を今後とも宜しくお願いします。

組合長理事 岡木 政敏



理事  
中原 糸山 紀三男



理事  
基山 大山 和徳



理事  
旭 古賀 和隆



理事  
基里 鳥飼 紀雄



理事  
田代 佐藤 晴輝



監事  
上峰 鶴田 節男



監事  
東脊振 森田 利光



代表監事  
麓 大山 茂樹



理事  
南茂安 大坪 正和



理事  
北茂安 武田 勝也



職制及び職員の配置

参事	寺崎 修 【鳥栖・基山町】					
総務課	課長 真崎 吉二三 【千代田町】		総務	佐藤 亜美 【みやき町・上峰町】		
			広報	(寺崎 修)	(真崎 吉二三)	(佐藤 亜美)
農産果樹課	課長 熊 淳也 【千代田町】		農作物	係長 久保山 洋 【鳥栖・基山町】	佐藤 史織 【神埼町】	臨時 松田 隆広 【吉野ヶ里・背振・三瀬】
				係長 古川 敬司 【鳥栖・基山町】	係長 一番ヶ瀬 達也 【吉野ヶ里・背振・三瀬】	
			畑作物	(久保山 洋)	(古川 敬司)	(佐藤 史織)
			果樹	(熊 淳也)	(一番ヶ瀬 達也)	
家畜園芸任意課	課長 高尾 健 【みやき町・上峰町】	課長補佐 中島 鉄也 【吉野ヶ里・背振・三瀬】	家畜園芸施設	係長 中牟田 了一 【神埼町】	大隈 亮介 【みやき町・上峰町】	臨時 西原 真佐江 【みやき町・上峰町】
			任意	志岐 麗奈 【神埼町】		

【 】：担当地区  
( )：兼務

新役員紹介



理事  
城田 島 勝義



理事  
西郷 石丸 孝征



理事  
仁比山 平和晃



理事  
神崎 菱野 正



副組合長理事  
三川 森園 学



理事  
鳥栖 井田 勝



理事  
三瀬 藤野 兼治



理事  
三田川 真木 一男



理事  
千歳 米光 義則



理事  
境野 宮地 信男

# 農業保険法が始動！

農業災害補償法が改正され、平成30年4月1日に「農業保険法」として施行されました。同法では、自然災害はもちろん、価格低下などを含めた農業収入の減少を総合的に補填する「農業経営収入保険制度（収入保険制度）」が導入されるとともに、農業共済制度の大幅な見直しも規定されています。

## 収入保険とは：

### 加入できるのは

青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。加入申請時に青色申告実績が1年以上あれば加入できます。

※収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。

### 対象となる収入

農業者が保険期間中に自ら生産する農作物なら、どんな品目でも対象になります。他にも簡易な加工品（精米など）や一部の補助金（畑作物の直接支払い交付金等の数量払い）は収入に含まれます。ただし、他から仕入れたものや農産物以外の収入は対象外です。

肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏肉は、コストの増加も補填するマルキン等の対象なので除きます。

### 対象となる損害

農業者の経営努力だけでは避けられないあらゆる原因による収入減少を補償の対象とします。



自然災害や鳥獣害などで減収した



市場価格が下がった



盗難や運搬中の事故にあった



けがや病気で収穫ができない



倉庫が浸水して売り物にならない



取引先が倒産した

補償限度

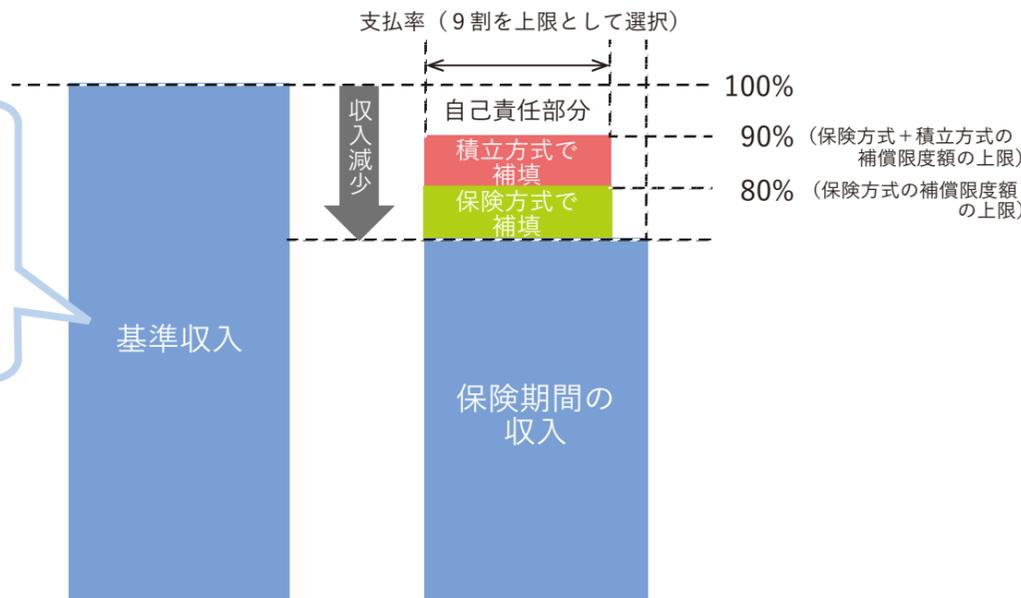
最高の補償を選択した場合

保険期間の収入が基準収入の**9割**を下回った額の**9割**を補填金として支払います。

支払率

9割

- 過去5年間の平均収入（5中5）を基本
- 規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定



補償割合や積立割合、支払率は加入者が選択できます

※ただし、加入申請時の青色申告書の年数による制限があります

## 加入申請受付中！

### 1 加入申請手続

申込期限 個人：11月末  
法人：事業開始1か月前

### 2 保険料、積立金、事務費の納付

納付期限 個人：12月末  
法人：事業年度の前月末

※保険料と積立金は、分割支払も選択できます。  
（最終の納付期限は保険期間の8月末です。）  
※保険料、積立金及び事務費の納付は、口座振替で行います。

### 3 保険期間（税の収入算定期間と同じ）

保険期間 個人：1月1日～  
法人：事業年度開始月

### 4 保険金等の請求・支払い

NOSAI 全国連が内容を審査後、保険金・特約補填金を支払います。

### 保険期間中のお願い

農作業日誌、農作物の販売に関する帳簿などの記入を必ずお願いします。

※作業日誌については、対象農作物等の種類ごとに、作付け、施肥（肥料名・施肥量）、防除（薬品名、使用量）、収穫等（畜産物の場合は、種付け、分娩、素畜の導入、給餌、投薬、出荷等）の作業をした年月日、内容の記帳をお願いします。

以下の事由が発生した際は、速やかにご連絡ください。

☑ 事故が発生したとき

自然災害などにより数量減少または品質低下により1割以上の収入減少が見込まれるとき

☑ 営農計画を変更するとき

加入申請時に提出いただいた営農計画の作付けする品目や面積などを変更するとき

# 農業共済制度が 変わります！

農業者の減少・高齢化、保険ニーズの多様化等、時代の変化を踏まえ、農業者へのサービス向上及び農業者負担軽減の観点から、見直しを行います。



## 農家ごと危険段階別の 共済掛金率の設定について

過去二十年間の個人の被害状況を反映した共済掛金率を設定し、農家の不公平感の払拭や、低被害率農家の掛金負担の軽減を図るため、全ての共済事業で組合員別に危険段階基準共済掛金率の設定を導入しています。（建物・農機具共済除く）

それに伴い、掛金の一部を払い戻す無事戻し金制度を平成三十年度で終了しました。

今後は、農家ごとの被害率に応じた共済掛金率となるので、共済金の支払いが多い農家は掛金が上がリ、少ない農家は掛金が段階的に下がり共済掛金の負担軽減となります。

見直の内容	対象	適用時期
当然加入制から任意加入へ移行	農作物共済	令和元年産から任意加入制へ移行
一筆方式の廃止	農作物共済	令和3年産で(大災害等の場合は1年または2年延長)廃止
	畑作物共済	
一筆半損特例を新たに導入	農作物共済	令和元年から開始
地域インデックス方式の新設	農作物共済	令和元年から開始
	畑作物共済	
	果樹共済	
樹園地単位方式を廃止	果樹共済	令和3年で廃止
園芸施設共済の短期加入廃止	園芸施設共済	平成31年1月以降の責任開始から適用
死傷共済と病傷共済を分離	家畜共済	平成31年1月以降の責任開始から適用
死傷事故時の資産価値で家畜を補償		
待期間の変更		
牛白血病の補償拡充		
診断費の自己負担		

佐賀県内の NOSAI 団体では

# 1 県 1 組合化 を目指しています！

農業共済は70年にわたり、自然災害等による 経済的損失をおぎない、農家経営と地域経済の安定を支えてまいりました。しかし、国の事務費負担金の削減や農業者の減少による付加金収入の減少など、農業共済団体を取り巻く環境は厳しい状況に直面しております。

このため、組織の合理化、業務運営の効率化に努めるとともに農業情勢や制度運営に的確に対応するため、また、農業保険制度の機能を十分生かしながら将来にわたって安定的に運営することで、農業者のより一層の経営安定にすることを目的として1県1組合化を目指しています。



## 1 県 1 組合化とは？

現在、佐賀県内には7つの農業共済組合と、それを取りまとめる連合会があります。1県1組合化とは、7組合と連合会が統合し、県内で1つの組合（特定組合）となることです。県内1組合になると、「組合⇔連合会⇔国」の3段階制から、「特定組合⇔国」の2段階制に移行します。



## 1 県 1 組合化とは？

農業者の減少、高齢化など農業・NOSAIを取り巻く状況は大きく変化しています。1組合化することで、運営コストの削減、業務の合理化・効率化が図られます。



## 1 県 1 組合化とは？

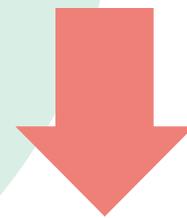
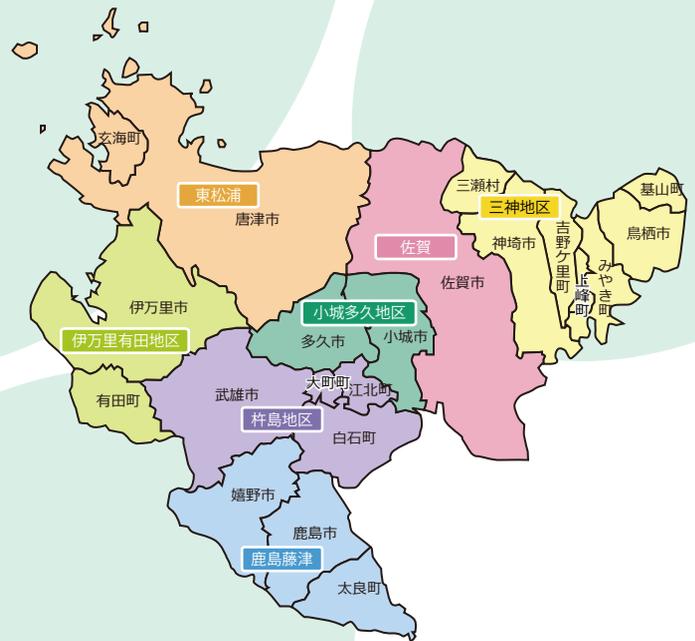
現在の連合会を本所とし、組合は支所として、そのままの体制を継続します。

## 合併へ向けた今後の予定

令和元年9月 合併予備契約（合併基本合意）

令和2年4月 新組合設立（県下7組合合併）

令和2年5月 特定組合設立（新組合・連合会 - 合併）



01 水稻被害申告について

共済事故（風水害・干害・冷害などの自然災害や鳥害・獣害など）が発生し、ほ場1枚ごとに**基準単収の3割を超える減収**（引受単収以下）が見込まれるときは申告をして下さい。

刈り取りによる実測調査を行うため、収穫後の耕地は損害評価を行うことはできません。必ず**収穫前**に被害申告を行ってください。

様式例第21号 損害通知書（定期報告）		23 - 2308 2308		通し番号 23-9995 23 2308	
NO 水稲1回作		損害評価野帳 [一筆方式 (一般)]		通し番号 23-9995	
経済目的	地区区分	大地区名	小地区名	評価年月	評価者印
		上峰	下津毛		
組合員等コード 99999999	* 共済 太郎		* 評価者の印をお願いします		
耕地の地名地番 99999999 - 9901-001		坊所 下津毛 1 2 3 4			
耕地番号 9901	分筆番号 001	10a当り検見単収	kg	災害の種類	災害発生年月日
引受面積 36.5	種類別 水稲	風水害による倒伏割合	%	%	%
品種名 ヒトカ	基礎単収 494	病虫害による被害割合	%	%	%
引受単収 346	肥料管理	獣害等による被害割合	%	%	%
	分割割合	肥培管理	% 良、中、不良	評価地区	階層名
	分割事由	分割割合	%	組合実測	適合実測

取組  
23  
2308  
99999999

99999999 - 9901-001  
共済 太郎  
99999999

取扱注意  
(1)被害農家は\*欄に記入しての取組から切り取って損害通知書（損害評価野帳）は共済部長にすぐ届けてください。  
(2)被害表示の立札は、評価当日に被害耕地によく見える場所に立ててください。  
(3)この損害通知書（損害評価野帳）を出された耕地は、農業共済組合（市町村）又は農業共済組合連合会が評判を実施することがありますから承知ください。



立札は被害圃場の目印です。  
道路から見えやすい場所に立ててください。

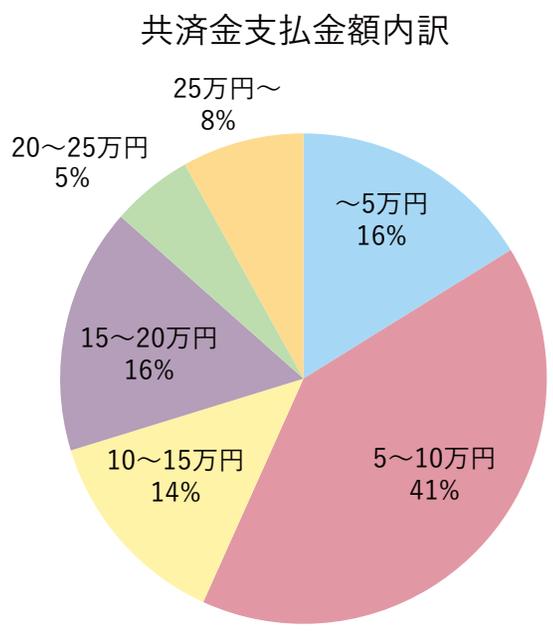
02 農機具共済に加入しませんか？

トラクターはもちろん乗用管理機、コンバインの使用頻度が高い時期になりました。農機具損害共済への加入を検討してみませんか？

当組合は平成三十年農機具共済金として37件、493万円の支払いをしています。5万円以上の支払いは全体の83%にもなります。農機具損害共済では対象事故の場合、農機具本体への損害を補償します。もしもの場合に備えて農機具損害共済への加入を。

03 建物・農機具共済証券のご確認を

証券はご加入月の翌月二十日前後を目安に郵送、配布をしています。お手元に届きましたらまず内容のご確認を。証券の内容に変更、誤りがございましたらお手数ですが至急ご連絡下さいますようお願いいたします。



新人紹介



志岐 麗奈

仁比山出身の志岐と申します。一日でも早く組合員の皆様のお役に立てるよう、ひたむきに仕事に励んでいきたいと思えます。アットホームな職場環境の中、先輩方の協力のおかげで少しずつ仕事にも慣れてきました。

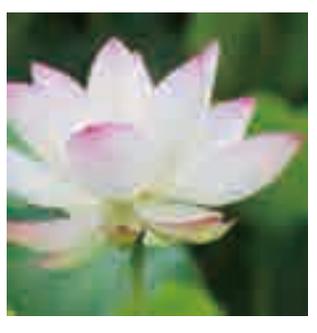
まだまだわからないことばかりですが、先輩から教えていただくことの一つ一つを大切に一生懸命頑張りますのでよろしくお願い致します。

表紙紹介

千栗土居公園は3千坪の敷地内に約9千7百平米の蓮池があります。

その蓮池の南側約2百平米の池で、可憐な可愛い品種の「二千年蓮」と「舞妃蓮」が毎年6月下旬から8月初旬にかけて開花します。

県道22号線千栗交差点を南へ車で2分。長崎自動車道東脊振ICより約20分。鳥栖ICから約20分。



みやき町大字白壁にある千栗土居公園の蓮の花

三神地区農業共済組合  
〒849-0123  
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 108-6  
TEL : 050-3536-8333 (IP)  
0952-52-2964  
FAX : 0952-52-2997